

議案第 90 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 54 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「又は」の次に「指定納付受託者（」を加え、「第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定をした者」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第2章 略</p> <p>第3章 公共下水道の使用</p> <p>第11条から第20条 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第21条 使用料は、払込み、口座振替又は<u>指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)</u>による納付の方法により、隔月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第22条から第24条 略</p> <p>第4章から第6章 略</p> <p>別表第1から別表第6 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年1月4日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第2章 略</p> <p>第3章 公共下水道の使用</p> <p>第11条から第20条 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第21条 使用料は、払込み、口座振替又は____<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者</u>による納付の方法により、隔月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第22条から第24条 略</p> <p>第4章から第6章 略</p> <p>別表第1から別表第6 略</p>